

議案第 3 4 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成24年 3月31日)
条例第 15号)

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項を削る。

附則第12項中「第10項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項を削り、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「第6項及び第7

項」を「第5項及び第6項」に、「附則第5項から第8項まで及び第13項」を「附則第5項から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項から第13項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北本市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の北本市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）、第5項、第11項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第13項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」

という。) 附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則 第3項	前項	附則第2項
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則 第5項	0.8	0.9
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	第2項	附則第2項
旧条例附則 第11項	前項	附則第9項
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則 第13項	0.8	0.9
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	第10項	附則第9項

- 4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12 項	及び第5項	及び第5項並びに北本市都市 計画税条例の一部を改正する 条例（平成24年条例第15
------------	-------	---

		号。以下「平成24年改正条例」という。) 附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の北本市都市計画税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。) 附則第5項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	から第7項まで	から第7項まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第5項及び第13項
	から第10項まで	から第10項まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の

		条例附則第 1 1 項及び第 1 3 項
--	--	----------------------

参考資料

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成23年度ま</u>での各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度ま</u>での各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度ま</u>での各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度ま</u>での各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>

ける都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

ける都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「住宅用地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等

る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例）

8 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

7 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に

係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

9 略

10 市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により北本市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について

係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

8 略

9 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により北本市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について

法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 1 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 第10項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都

法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 0 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計

市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地据置都市計画税額」

画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.4 略

1.5 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項、第5項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第8項まで及び第13項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第9項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第5項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に規定するところによる。

1.6 法附則第15条第1項、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.1 略

1.2 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1.3 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定

各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成21年度から平成23年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

17 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

14 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

議案第 3 4 号参考資料

北本市都市計画税条例の一部改正について

附則第 2 項	<p>(宅地等に対して課する平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>宅地等に係る調整措置について定めたもので、期間の延長をするものです。</p>
附則第 3 項	<p>住宅用地について負担水準の上限を削除し、期間の延長をするものです。</p>
附則第 4 項	<p>宅地等に係る負担水準の下限について定めたもので、期間の延長をするものです。</p>
附則第 5 項	<p>住宅用地の据え置き特例措置について定めたものを、削除するものです。</p>
附則第 6 項	<p>商業地等についての据え置き特例措置について定めたもので、期間の延長をし、項ずれへの対応をするものです。</p>
附則第 7 項	<p>商業地等についての負担水準が 0. 7 を超えるものについて定めたもので、期間の延長をし、項ずれへの対応をするものです。</p>
附則第 8 項	<p>(農地に対して課する平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>一般農地等に係る調整措置について定めたもので、期間の延長をし、項ずれへの対応をするものです。</p>
附則第 9 項	<p>(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>項ずれへの対応をするものです。</p>

附則第 1 0 項	市街化区域農地に係る調整措置について定めたもので、期間の延長をし、項ずれへの対応をするものです。
附則第 1 1 項	市街化区域農地について負担水準の上限を削除したものです。
附則第 1 2 項	市街化区域農地に係る負担水準の下限について定めたもので、期間の延長をし、項ずれへの対応をするものです。
附則第 1 3 項	市街化区域農地の据え置き特例措置について定めたものを、削除するものです。
附則第 1 4 項	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 項ずれへの対応をするものです。
附則第 1 5 項	項ずれへの対応をするものです。
附則第 1 6 項	項ずれへの対応をするものです。
附則第 1 7 項	(平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置) 用途変更宅地等について条例によるみなし方式について期間の延長をするものです。